

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| IV-5-3-6 社外流出制限措置   | IV-5-3-6 社外流出制限措置   |
| IV-5-3-6-1 意義   | IV-5-3-6-1 意義   |
| <p>金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステム・リスクの緩和を図るため、当局としては、最終指定親会社に対し、連結資本バッファー比率という客観的な基準（最終指定親会社告示に指定されたG-SIBsにあっては、レバレッジ・バッファー比率を含む。）を用い、状況に応じた社外流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動することにより、最終指定親会社の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。</p>                            | <p>金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステム・リスクの緩和を図るため、当局としては、最終指定親会社に対し、連結資本バッファー比率という客観的な基準を用い、状況に応じた社外流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動することにより、最終指定親会社の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。</p>  |
| IV-5-3-6-2 監督手法・対応  | IV-5-3-6-2 監督手法・対応  |
| <p>「区分告示」（IV-5-3-5-2において定義される。）において具体的な措置内容等を規定する社外流出制限措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>（1）命令発動の前提となる連結資本バッファー比率又は連結レバレッジ・バッファー比率</p> <p>区分告示第1条第1項第2号及び第4号の表の区分（以下、「社外流出制限措置区分」という。）に係る連結資本バッファー比率又は連結レバレッジ・バッファー比率は、次の連結資本バ</p> | <p>「区分告示」（IV-5-3-4-2において定義される。）において具体的な措置内容等を規定する社外流出制限措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>（1）命令発動の前提となる連結資本バッファー比率</p> <p>区分告示第1条第1項第2号の表の区分（以下、「社外流出制限措置区分」という。）に係る連結資本バッファー比率は、次の連結資本バッファー比率によるものとする。</p> |

| 改正後  | 現行   |
|--|--|
| <p>バッファー比率又は連結レバレッジ・バッファー比率によるものとする。</p> <p>① 連結決算状況表により報告された連結資本バッファー比率又は連結レバレッジ・バッファー比率（ただし、事業報告書の提出後は、これにより報告された連結資本バッファー比率又は連結レバレッジ・バッファー比率、法第 57 条の 17 第 2 項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結資本バッファー比率又は連結レバレッジ・バッファー比率）</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された連結資本バッファー比率又は連結レバレッジ・バッファー比率</p> | <p>① 連結決算状況表により報告された連結資本バッファー比率（ただし、事業報告書の提出後は、これにより報告された連結資本バッファー比率、法第 57 条の 17 第 2 項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結資本バッファー比率）</p>   |
| <p>(2) 社外流出制限措置区分に基づく命令</p> <p>① 連結資本バッファー第 1 区分から連結資本バッファー第 4 区分まで又は連結レバレッジ・バッファー第 1 区分から連結レバレッジ・バッファー第 4 区分までに係る措置</p> <p>区分告示第 1 条第 1 項第 2 号の表に掲げる「社外流出額の制限に係る内容を含む連結資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行の命令」又は同項第 4 号の表に掲げる「社外流出額の制限に係る内容を含む連結レバレッジ・バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行の命令」</p>   | <p>(2) 社外流出制限措置区分に基づく命令</p> <p>① 資本バッファー第 1 区分から資本バッファー第 4 区分までに係る措置</p> <p>区分告示第 1 条第 1 項第 2 号の表に掲げる「社外流出額の制限に係る内容を含む連結資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行の命令」は、計画全体として連結資本バッファー比率の回復を着実に図るためにものであることを重視する。また、社外流出額の制限に係る内容については、社外流出額が各区分に掲げ</p> |
|  |  |

| 改正後  | 現行  |
|--|---|
| <p>は、計画全体として<u>連結資本バッファー比率又は連結レバレッジ・バッファー比率</u>の回復を着実に図るためのものであることを重視する。また、社外流出額の制限に係る内容については、社外流出額が各区分に掲げた命令に応じた社外流出可能額の範囲内に確実に制限されるものとし、その実行に当たって、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかについては、基本的に最終指定親会社の判断を尊重することとする。</p>  | <p>た命令に応じた社外流出可能額の範囲内に確実に制限されるものであるものとし、その実行に当たって、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかについては、基本的に最終指定親会社の判断を尊重することとする。</p>   |
| (2)～(6) (略)  | (2)～(6) (略)   |
| (3) (略)  | (3) (略)   |
| (4) その他<br>① 区分告示第1条第1項第2号及び第4号並びに第3条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。<br>② 最終指定親会社の <u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u> （連結レバレッジ・バッファー比率を含む。）が、早期是正措置区分に基づく命令及び社外流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。 | <p>(4) その他<br/>           ① 区分告示第1条第1項第2号及び第3条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。<br/>           ② 最終指定親会社の<u>連結自己資本規制比率</u>が、早期是正措置区分に基づく命令及び社外流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。</p> |